

## 鳥取県告示第354号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年6月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（オルソ画像）作成）
- 2 作業期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取市、倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町及び八頭町、東伯郡琴浦町及び北栄町、西伯郡大山町、南部町及び伯耆町並びに日野郡江府町